

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

1 事業所・施設の名称	佐世保事業所
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 サービスの種類	生活介護
4 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況	<table><tr><td>①</td><td>生活支援員等の総数 (常勤)</td><td>5人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)</td><td>3人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	5人	②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	3人	☒ 有 ☐ 無
①	生活支援員等の総数 (常勤)	5人						
②	①のうち社会福祉士等の 総数(常勤)	3人						
6 常勤職員の状況	<table><tr><td>①</td><td>生活支援員等の総数 (常勤換算)</td><td>6.5人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち常勤の者の数</td><td>5人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 75%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	6.5人	②	①のうち常勤の者の数	5人	☒ 有 ☐ 無
①	生活支援員等の総数 (常勤換算)	6.5人						
②	①のうち常勤の者の数	5人						
7 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>生活支援員等の総数 (常勤)</td><td>5人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上 の者の数</td><td>2人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 30%以上	①	生活支援員等の総数 (常勤)	5人	②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	2人	
①	生活支援員等の総数 (常勤)	5人						
②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	2人						

注1 常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

注2 生活支援員等とは、

- 療養介護にあつては、生活支援員
- 生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
- 自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
- 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
- 就労選択支援にあつては、就労選択支援員
- 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
- 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
- 自立生活援助にあつては、地域生活支援員
- 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
- 児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
- 放課後等デイサービスにあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
- 福祉型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員又は保育士
- 医療型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達医療機関の職員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達医療機関の職員のことをいう。